

# 留学ジャーナル募集型企画旅行取引条件書

本条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件の説明」、契約成立の場合は同法第 12 条の 5 に定める「書面の交付」及び旅行業約款募集型企画旅行契約の部第 9 条第 1 項の「契約書面」に関する一部となります。お申込みいただく前に、本条件書を必ずお読みください。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社留学ジャーナル〈東京都新宿区信濃町 34 JR 信濃町ビル 6F 観光庁長官登録旅行業第 1695 号（以下「当社」といいます。）〉が企画・募集し実施する企画旅行で、旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスの提供をするものではありません。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、募集広告（パンフレットやホームページ掲載の募集案内等）の各コースに記載されている条件の他、海外企画旅行取引条件説明書面、本旅行取引条件書、出発前にお渡しする確定日程表（最終日程表）並びに当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）等（以下「当社約款」といいます。）によります。

## 2. 旅行の申込方法と契約の成立

- (1) ご来店のお申込みの場合、当社及び当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、お一人様につき申込金 50,000 円又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部もしくは全部として取り扱います。
- (2) 当社らは、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがない場合は、当社らは予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付順位によります。
- (4) 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。また、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われなときは、所定の違約料の一部として取り扱います。
- (5) 当社が申込書と申込金を受領し、契約の締結を承諾したときに旅行契約が成立します。なお、通信契約においては、前文の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立します。
- (6) お申込みの時点において、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社らはその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります（以下「ウェイティング登録」といいます。）。その際、申込書の提出及び申込金と同額を預り金として申し受けます。当社らは、予約が完了した場合、速やかにその旨を通知します。お客様が承諾した時点で契約の成立となり、預り金を申込金として取り扱います。ただし当社らが、予約が可能となった旨を通知する前にお客様より「ウェイティング登録」の解除の申し出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は、預り金を全額返金いたします。なお、「ウェイティング登録」は予約申込みの完了を保証するものではありません。予約完了

できなかった場合は、当社らは当該預り金を全額返金いたします。

- (7) 当社指定の銀行口座への申込金の振込みがあった場合には、当社の領収書は、銀行の発行する振込金受領書をもって替えさせていただきます。

### 3. 申込条件

このプログラムは、一般的な海外観光旅行ではなく、国際交流教育プログラムの一環として行われます。プログラムの主旨・条件を十分ご理解の上、お申込みください。

- (1) 心身ともに健康で法令、公序良俗、旅行先国での規則及び秩序等が守れる方。研修の目的を理解し、英語でコミュニケーションをとる意欲が十分ある方。保護者の方の十分な理解と同意を得ている方。
- (2) 年齢及びその他条件が、当社ら及び現地受入機関の指定する条件に合致しない場合、参加をお断りする場合があります。未成年、学生の方は親権者（保護者等）の同意が必要です。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申込み時にお申し出ください。当社らは、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じますが、医師の診断書を提出していただく場合があります。

また、現地事情や関係機関などの状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の研修プログラムをお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

- (4) 当社らは、本条(1)(2)(3)号の事由で当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、申込日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5) お客様が当社の責に帰すべき事由によらず、旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社らが判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため、必要な措置をとることがあります。これにかかる一切の費用は、お客様のご負担となります。お客様は、お申込みにあたって本記載事項を了承するものとします。
- (6) お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件（手配旅行契約）でお受けすることがあります。
- (7) お客様が他のお客様や現地受入機関に迷惑を及ぼし、又は団体プログラムの円滑な実施を妨げる恐れがあると当社らが判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (8) 申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券（パスポート）に記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合、予約又は発行済の航空券の取消し及び手配済の滞在先の取消し等を行った上で、新たに航空券の予約又は発行、並びに滞在先の手配が必要となります。
- また、新たに航空券や滞在先が確保できた場合であっても、適用される運賃や料金が異なる場合、新たに適用となる運賃や料金と取消しに係る運送・滞在先機関の運賃・料金等との差額及び運送・滞在先機関から課された取消料をご負担いただきます。
- なお、運送・滞在先機関の席や部屋の状況により新たな席や滞在先の予約ができず、あるいは運送・滞在先機関の事情により氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、第8条で定める当社所定の取消料をお支払いいただきます。
- (9) その他、当社らの業務上の都合でお申込みをお断りすることがあります。
- (10) 日本以外の国籍をお持ちのお客様は、別途手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ず申込み時にお申し出ください。

### 4. 渡航手続

ご旅行に要する旅券、査証、再入国許可書及び各種証明書の取得、予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部又は全部の代行を行う場合があります。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったと

してもその責任は負いません。

## 5. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、感染症、日本又は外国の官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社らの関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため、やむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事項との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の募集型企画旅行計画の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

また、プログラムの性質上、現地受入機関の事情により、訪問先、活動内容及びスケジュールの変更等が生じることがあります。これらの理由により変更が生じた場合は、旅程保証に定める損害賠償金の支払いはいたしません。

## 6. 旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後は、次の場合を除き、旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、パンフレットや募集案内等の基準期日以降、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日を起算日として15日目にあたる日より、それ以前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は、本条(1)号の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第5条（旅行契約内容の変更）により、旅行契約内容が変更（運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるものは除きます。）されたことによって、旅行実施に要する費用が増加又は減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社らの責に帰する事由によらず利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがあります。
- (5) 本条で定める旅行代金（一部金としての申込金を含む。）のお支払い並びにウェイティング登録の解除や旅行契約の解除等に伴う返金及び第9条で定める旅行代金の払戻し時等にかかる振込手数料は、すべてお客様負担となります。

## 7. コースの変更・お客様の交替

コースの変更を希望される場合、当初お申込みのコースを取り消して新たなコースに申込みをすることになります。従いまして、お客様の都合によるコース変更は、当初お申込みのコースの取消しとみなし、第8条（旅行契約の解除・払戻し）の規定に基づき所定の取消料を申し受けます。プログラムの特性上、お客様の交替はできません。

## 8. 旅行契約の解除・払戻し

### (1) 旅行開始前

#### ①お客様の解除権

ア. お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。表でいう「旅行契約の取消日」とは、お客様が「当社ら」のそれぞれの営業日、営業時間内に取消しをする旨お申し出いただいたときを基準とします。また、契約内容の取消しは、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消しとして取り扱います。なお、旅券・査証の認証拒否（電子渡航認

証 ESTA、ETA、eTA 等の認証拒否含む) ならびに査証未取得に伴う旅行取消し、その他渡航手続上の事由および各種ローンの取扱手続により、旅行契約を解除する場合も取消料の対象になります。

※注：下表 a. にて記載している「特定日（ピーク時）」とは、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 の間に開始する旅行をいいます。

※注：本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、第 13 条（特別補償）(5) 号に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

旅行契約の取消日	取消料
本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約（貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約を除く。）	
a. 旅行開始日が特定日（ピーク時）の旅行である場合であつて、旅行開始日の前日から起算して遡って 40 日目に当たる日以降に解除するとき (b. c. d. 除く)	旅行代金の 10%
b. 旅行開始日の前日から起算して遡って 30 日目に当たる日以降に解除する場合 (c. d. 除く)	旅行代金の 20%
c. 旅行開始日の前々日から旅行開始日当日（旅行開始前）に解除する場合 (d. 除く)	旅行代金の 50%
d. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

イ. お客様は、次に掲げる場合においては、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- a. 第 5 条（旅行契約内容の変更）に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 16 条（旅程保証）の表中における表左欄に挙げるもの、その他重要なものである場合に限りま。
- b. 第 6 条（旅行代金の変更）に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、感染症、日本又は外国の官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて高いとき。
- d. 当社らがお客様に対し、海外企画旅行取引条件説明書面に記載している「確定日程表」及び「滞在先のお知らせ」を同書面に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- e. 当社らの帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

ウ. 当社は、本条「(1)号①のア」により旅行契約が解除されたとき、すでに受理している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き、払戻しをいたします。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申し受けます。

また、本条「(1)号①のイ」により旅行契約が解除されたときは、すでに受理している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して 7 日以内に払戻しいたします。

エ. 日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報（参照：第 22 条「海外危険情報」が発出された場合の取扱いについて）が発出された場合、当社は原則として旅行催行を取りやめます。ただし、十分な安全措置を講ずることが可能な場合は旅行を実施いたしますが、お客様の事由により旅行を取り消される場合は、所定の取消料が必要となります。

## ②当社の解除権

- ア. お客様が海外企画旅行取引条件説明書面に規定する期日までに旅行費用を支払われない場合、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除します。このときは、本条「(1)号①のア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に説明の上旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能、その他の参加者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - b. お客様が病気その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は本プログラムの円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
  - d. お客様の人数が契約書面に記載された最少催行人員に満たないとき。この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7の特定日（ピーク時）に旅行開始するときは、旅行開始日の前日を起算日として33日目にあたる日よりそれ以前に、また同期間以外に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日を起算日として23日目にあたる日より、それ以前に旅行中止のご通知をいたします。なお、この場合における通知方法は、郵便による通知方法、又は電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法をもって通知することとなります。
  - e. スキーを目的とする旅行が日程に入っている場合、現地スキー場における降雪量不足のように、当社らがあらかじめ明示した旅行実施条件が明らかに成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
  - f. 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、感染症、日本又は外国の官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、その他当社らが関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- ウ. 当社らは、本条「(1)号②のア」により旅行契約を解除したときは、すでに受理している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻しいたします。また、当社らは本条「(1)号②のイ」により旅行契約を解除したときは、すでに受理している旅行代金（又は申込金）の全額を払戻しいたします。

## (2) 旅行開始後

### ①お客様の解除・払戻し

- ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- イ. お客様の責に帰さない事由により、確定日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合、お客様は当該不可能となった旅行サービス提供に関わる部分の契約を解除することができます。この場合、当社らは旅行代金のうち、不可能となった当該旅行サービスの提供に関わる部分をお客様に払戻しいたします。
- ウ. 本条でいう旅行開始後とは、添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時。添乗員等による受付が行われない場合において、最初の運送機関が航空機であるときは、「乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時」とします。その他は、第13条（特別補償）(5)号に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降を準用します。

### ②当社による解除・払戻し

- ア. 当社は、次に掲げる場合においてお客様にあらかじめ理由を説明し、旅行契約を解除することがあります。
- a. お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
  - b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するために必要となる引率者や研修先機関等の指示に従わないなど、団体行動の規律を乱し、また当該旅行の安全かつ円滑な実施

を妨げる恐れがあるとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、感染症、日本又は外国の官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、その他、当社らの関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

イ. 本条「(2)号②のア」の規定に基づいて旅行契約を解除したとき、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに関わる部分の費用から、当社及び当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料、その他の名目による費用を差し引いて払戻しいたします。

ウ. 本条「(2)号②のアのa. b. c.」により当社らが旅行契約を解除したときであっても、お客様の求めに応じて出発地に戻るために必要な手配をいたします。この場合に要する一切の費用は、お客様のご負担となります。

### (3) 契約締結の拒否

旅行の開始前、開始後に関係なく標準旅行業約款に準じてお客様が次のいずれかに該当することが判明したときは、契約の締結に応じないことがあります。

①お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

②お客様が、当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

③お客様が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社らの信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

④その他当社の業務上の都合があるとき。

## 9. 旅行代金の払戻しの時期

(1) 当社は、「第6条（旅行代金の変更）(2)(3)(4)号の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第8条（旅行契約の解除・払戻し）の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては、パンフレットや募集案内等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻しいたします。

(2) 本条(1)号の規定は第12条（当社の責任）又は第14条（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 10. 旅程管理

当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行実施を確保するために、お客様に対し、次に掲げる業務を行います。ただし、当社らがお客様とこれと異なる特約を結んだ場合は、この限りではありません。

(1) お客様が旅行中に旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められるときは、契約内容に沿った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2) 本条(1)号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨に適うものとなるように努めること。

また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが、当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 11. 添乗員等

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」という。）を同行させ、第 10 条（旅程管理）に掲げる業務、その他当該業務に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) 添乗員等の同行の有無は、パンフレットや募集案内等に明示してあります。添乗員等が同行しない場合は、現地において当社に代わって手配を代行させるもの（以下「手配代行者」という。）により本条(1)号の業務を行わせ、その者の名称及び連絡先は確定書面に明示いたします。
- (3) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合、旅行の途中であっても、そのお客様の以降の旅行契約を解除することがあります。
- (4) 添乗員等の業務は、原則として 8 時から 20 時までとします。

## 12. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社らに対して通知があった場合に限りです。
- (2) 当社又は手配代行者の故意又は過失がなく、お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、本条(1)号の責任を負うものではありません。
  - ①天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、感染症又はこれらのために生じる旅行日程の変更、短縮もしくは中止
  - ②運送、宿泊機関等の事故、火災等による損害、又はこれらのために生じる旅行日程の変更、短縮もしくは中止
  - ③日本又は外国の官公署の命令、又は伝染病や感染症による隔離、又はこれらのために生じる旅行日程の変更、短縮もしくは中止
  - ④自由行動中の事故
  - ⑤食中毒
  - ⑥盗難
  - ⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等、又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮
- (3) 手荷物の損害については、本条(1)号の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して 21 日以内に当社らに対して通知があった場合に限り賠償いたします。  
ただし、損害額の如何にかかわらず、当社が行う賠償額はお一人あたり最高で 15 万円（免責 3 千円）までといたします。ただし、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム・テープ・メディア（媒体）、その他壊れ物については賠償の責任を負いません。

## 13. 特別補償

- (1) 当社は、前条(1)号の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の約款特別補償規程（当社ホームページ約款に掲載）に基づき、お客様が当社の海外旅行に関する募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命や身体に被られた一定の損害につきましては、お客様又は法定相続人に死亡補償金（2,500 万円）、後遺障害（障害の程度に応じて死亡補償保険金額の 3%～100%）及び入院見舞金（入院日数に応じて 4 万円～40 万円）並びに通院見舞金（通院日数に応じて 2 万円～10 万円）（以下、「補償金等」といいます。）をお客様からの請求（特別保証規定第 14 条に記す書類の提出）によりお支払いします。  
また、手荷物に対する損害につきましては、携行品損害補償金 14 万 7 千円（自己負担額 1 名・1 事故につき 3 千円）をもって限度といたします。なお、当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途料金を収受して当社が実施する企画旅行（オプションツアー）については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (2) 当社が、本条(1)号に基づく補償金等の支払い義務と第 12 条（当社の責任）(1)号により損害

賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金等の支払義務及び損害賠償義務ともに履行されたものとします。

- (3) 本条(1)号にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットや募集案内等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意又は過失、法令に違反する行為、無免許もしくは酒酔い運転、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものや日程にはない自らの危険な運動中の事故によるものであるとき、当社らは本条(1)号の補償金等を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。  
また、当社は、標準旅行業約款に準じてお客様が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払わないことがあります。
  - ①反社会的勢力に該当すると認められること。
  - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - ④法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (5) 特別保証規定における「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。  
また、「サービスの提供を受けることを開始したとき」とは、添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時。受付が行われない場合において、最初の運送機関が航空機であるときは、「乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時」とします。また、船舶であるときは、乗船手続の完了時とし、鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時とします。その他、車両であるときは乗車時とし、宿泊機関であるときは当該施設への入場時又は宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

#### 14. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当該旅行の約款の規定を守らないことにより当社らが損害を受けた場合、当社はお客様から損害の賠償を申し受けません。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。お申し出いただけない場合は、原則として対応いたしかねます。
- (4) お客様が旅行参加中に、新型コロナウイルス感染症に罹患し、または濃厚接触者となった場合など、現地の法令などに基づき隔離その他の措置が必要となった場合には、その指示に従って頂きます。またこれに要する費用は、お客様のご負担となります。

#### 15. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社らが実施する企画旅行（以下「当社企画のオプションツアー」といいます。）の第 13 条（特別補償）の適用については、当社らは主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社企画のオプションツアーがある場合は、パンフレットや募集案内等で「旅行企画：当社」として別途明示します。
- (2) オプションツアーの主催者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットや募集案内等で明示した場合には、当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第 13 条（特別補償）で規定する損害に対して、当社は同条の規定に基づき損害賠償金を支払います。ただし、当該オプションツアーの催行に関わる主催者の責任及びお客様の責任は、すべて当該オプションツアーが催行される現地法人及び当該主催者の定めによります。
- (3) 当社は、パンフレットや募集案内等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対して、当社は、第 13 条（特別補償）は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 16. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（ただし次の①②③④⑤で規定する変更を除きます。）が生じた場合、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について、当社に第 13 条（特別補償）(1)号の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
  - ①次に掲げる事由による変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
    - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変
    - イ. 戦乱
    - ウ. 暴動・テロ行為
    - エ. 日本又は外国の官公署の命令
    - オ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
    - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
    - キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
  - ②第 8 条（旅行契約の解除・払戻し）の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
  - ③次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、最終日程表に記載した日程からの変更で、パンフレットや募集案内等に記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合は、当社は変更補償金を支払いません。
  - ④次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終日程表に記載した滞在先が受入機関の都合により変更になった場合でも、範囲内の旅行サービスへの変更、つまり規定の研修が受けられる場合」は、当社は変更補償金を支払いません。
  - ⑤パンフレットや募集案内等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様一人に対して 1 旅行につき旅行代金に 15% 乗じて得た額を上限とします。また、お客様一人に対して 1 旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が本条 (1) 号の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第 12 条（当社の責任）(1) 号の規定に基づく責任が明らかとなった場合、お客様は当該変更に係わる変更補償金を返還していただきます。この場合、当社は、第 12 条（当社の責任）(1) 号の規定に基づき、当社が支払うべき損害賠償金と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額

を支払います。

- (4) 当社はお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5%	3. 0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1. 0%	2. 0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです）	1. 0%	2. 0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0%	2. 0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0%	2. 0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0%	2. 0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0%	2. 0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更、その他の客室の条件の変更	1. 0%	2. 0%
⑨前各号に掲げる変更の内、契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2. 5%	5. 0%

注 1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。  
注 2：確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。  
注 3：③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。  
注 4：④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  
注 5：④又は⑦もしくは⑧に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。  
注 6：⑨に掲げる変更については、①～⑧の利率を適用せず、⑨の利率を適用します。

## 17. 滞在先がホームステイの場合（ホテル・寮・ファーム施設滞在の場合は除く）

### ホストファミリー（受入家庭）について

- ①ホストファミリーは、その国や地域の一般家庭の中から選ばれます。そのため、家族構成、年齢、職業、宗教、人種、国籍、民族的背景、生活様式などは各家庭によりさまざまです。ホテルではありませんので、必ずしも同じタイプの家庭ばかりではありません。本プログラムでいう「ホストファミリー」とは、「参加者を受け入れることができる人がいる家庭」を意味しますので、家族構成は一人住まいから複数の家庭までさまざまです。旅行開始後、参加者の希望によるホストファミリーの変更は特別な事情がない限り認められません。ただし、受入機関の判断で特別に変更が認められることもあります。

- ②ホストファミリー決定の時期は、通常ご出発の10日～5日前ですが、ホストファミリーは、現地で日常生活を送っている一般家庭から選ばれますので、不慮の事故や病気・急用等の受入家庭側のやむを得ぬ事情で、出発前・出発後にかかわらず、お知らせしていたホストファミリーが急遽変更となることがあります。ホストファミリーの変更が生じた場合、当社は現地受入機関からの連絡を受け、確認ができ次第、速やかにその変更内容を日本の連絡先にご連絡いたします。この場合、現地受入機関との時差・通信連絡・当社の営業日など種々の事由により、やむを得ず実際にホストファミリーが変更された日を過ぎてから通知する場合があります。
- ③当社からお伝えするホストファミリーに関する案内は、ホストファミリーが現地受入機関に申告した時点での家庭状況であり、稀に参加者が同家庭に実際に滞在する時点の同家庭状況とは異なる場合があります。また、ペット等を飼っているという情報が実際に行ってみたら、そうではなかったということもありません。
- ④ホストファミリーは、現地で日常生活を送っている一般家庭から選ばれますので、家庭それぞれの生活パターンがあります。一般的な行動スタイルとは異なる時間帯（深夜・早朝等）やホストファミリー側の予定を無視した個人的な依頼は慎んでください。
- ⑤ツアーによっては、ホストファミリーの子供がバディーとなって一緒に通学し、勉強や昼食、遊びを共にするという企画旅行もございますが、現地受入機関先のやむを得ぬ事情により、当初予定されていたバディーと実際には異なるバディーになるということもありません。また、年齢差が大きくなることや異性となる可能性があるというようなことが発覚した場合、当社は情報を入手次第速やかにご連絡いたします。その際、当社は当初予定の同条件下でのバディーとなるよう手配努力いたしますが、やむを得ぬ事情によりその可能性が低い場合は、そのバディーを受け入れるか否かについて、参加者にその了承を求める場合があります。
- ⑥滞在先は、外国での一般家庭での滞在となりますので生活習慣、考え方が異なることもあります。日本とは異なる文化を体験し、世界的な視野を広げるのもホームステイ参加の目的の一つです。それ故、異なる文化を受け入れる心構えをもってご参加ください。また、原則としてホームステイ先での家族との会話はすべて英語になりますので、英語でコミュニケーションをとろうとする意欲と向学心をもってご参加ください。

## 18. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレットや募集案内等に明示した日となります。

本条件書の各条にいう旅行代金とは、募集広告又はパンフレットや募集案内等に旅行代金と表示した参加コースの金額及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は、第2条（旅行の申込方法と契約の成立）の申込金、パンフレットや募集案内等に定める取消料、第16条（旅程保証）の変更補償金の額を算出する際の基準となります。

## 19. 総合旅行業務取扱管理者

当社は、本旅行に関する問合わせ窓口として、総合旅行業務取扱管理者を各受託営業所に配置し、その氏名等は各パンフレットや募集案内等に掲載しています。

## 20. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページでご確認ください。厚生労働省検疫感染症情報：<http://www.forth.go.jp/>

## 21. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込みの際に海外危険情報に関する説明を書面の交付をもって行います。

また、詳細は外務省の「外務省海外安全ホームページ<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」をご確認ください。

## 22. 渡航先に以下の表題である「海外危険情報」が発出された場合の取扱いについて

(注) 以下記載の海外危険情報基準は、目安であり、渡航先国・地域、あるいは状況により、そのレベルが上下しますので、対応が異なる場合があります。

(1) レベル1：「十分注意してください。」

① 感染危険情報の内容を十分踏まえたうえで、感染防止対策等を施し、通常通り催行いたします。この場合、当社からの渡航情報（危険情報及び感染症危険情報の発出地域である旨を含む。）の書面をお受け取りください。

② 契約成立後に取消された場合には、第8条（旅行契約の解除・払戻し）に記載の取消料をお支払いいただきます。

(2) レベル2：「不要不急の渡航は止めてください。」

① 当社にて適切な危険回避措置並びに「感染防止対策等」が講じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報（危険情報及び感染症危険情報の発出地域である旨を含む。）や危険回避措置及び感染防止対策に関する説明を行い、書面を交付いたします。

② お客様が契約を解除する場合は、第8条（旅行契約の解除・払戻し）に記載の取消料をお支払いいただきます。

③ 旅行開始前に旅行内容を変更する場合、目的地に行けないなど、旅行内容に重要な内容の変更（第16条（旅程保証）の表の左欄に掲げるもの）が生じた場合は、お客様は取消料の支払いなしで解除することができます。

④ 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置又は感染防止対策のため契約内容を変更することがあります。この場合、お客様は変更部分についてのみ取消料の支払いなしで解除することができます。

(3) レベル3：「渡航は止めてください（渡航中止勧告）。」又はレベル4：「退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）。」等が発出された場合は、旅行の催行を中止いたします。なお、旅行中にレベル3又はレベル4が発出された場合は、安全な国・地域へ退避することがあります。

① 旅行開始前に渡航の中止勧告や退避勧告が発せられた場合、お客様から取消料をいただくことなく、当該旅行を中止いたします。

② 旅行開始後に当該勧告が発せられた場合、危険情報又は感染症危険情報の内容を十分検討し、安全に契約通りの旅行が実施できるかを検討の上、万一旅行を継続できない場合は、移動手段が確保でき次第、速やかに帰国手配を行います。なお、お客様の求めによる帰路手配はお客様の負担となります。

③ 旅行開始後に当該勧告により旅行を中止する場合は、お客様が未だ提供を受けていない旅行サービスにかかる部分の旅行代金を返金いたします。この際、旅行サービス提供機関が課す取消料・違約料はお客様の負担となります。

④ やむを得ず現地に滞在する場合、滞在費用等はお客様の負担となります。

## 23. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中又は送迎中にお土産店にご案内することがありますが、土産物等の購入を強制するものではありません。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝い又は援助並びに諸手続はいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受取り等を必ず行ってください。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続は、お土産店・空港において手続方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持込みが禁

止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。また、旅程の都合上、ショッピングをご案内できない場合があります。この場合、旅程保証の変更補償金の支払い対象とはなりません。

#### 24. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご連絡ください。もし、連絡できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください。

#### 25. その他

- (1) お客様のけが、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたとき、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) 当社は、いかなる場合にも旅行の再実施はいたしません。
- (3) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社の FFP(Frequent Flyer Program=マイレージプログラム)を受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合わせや登録等は、お客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は責任を負いません。
- (4) この旅行にご参加のお客様は、必ず海外旅行傷害保険にご加入ください。
- (5) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。

#### 26. 個人情報の取扱いについて

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）においてお客様の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、削除等については以下の通り取り扱います。

##### (1) 個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、又は個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

##### (2) 個人情報の利用目的について

①本旅行に関する相談、留学相談、申込み、留学及び旅行商品並びにサービスをご利用いただく際、お客様の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、勤務先又は身分証明書等の個人情報のご提供をお願いする場合があります。これは、ご希望される留学・旅行商品やサービスを当社が提供する際、並びにお客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等については、パンフレット、募集案内、チラシ等記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で、また当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内、旅行先の土産品店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内、観光庁の「ツアー安心ネット」（平時において外務省の「たびレジ」による旅行先の安全情報等の提供や緊急時においてお客様の安否確認等の連絡のための海外安全情報プラットフォーム）にお客様を登録するために必要な範囲で、それら運送・宿泊機関や保険会社、土産品店、観光庁等に対しお客様の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。その他、お申込みされた際には、旅行先や留学先となる学校・研修機関等への入学手続上必要となる、日本でのお客様の最終学業成績、健康診断書（要配慮個人情報含む。）、財政証明書等のご提出をお願いする場合があります。これらの個人データの提供について、お客様に同

意いただくものとします。

②当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、お客様の個人情報を当社へご提出いただくか否かについては、お客様自身が選択できるものであり、お客様に判断を委ねます。その他、当社では、よりよい留学・旅行商品の開発のためのマーケット分析、統計資料の作成、帰国後のアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の商品・サービスのご案内等をお客様にお届けするため、あるいは、旅行終了後や留学帰国後のご意見やご感想・体験談の提供をお願いする等、お客様の個人情報を利用させていただく場合があります。なお、お客様からご提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

(3) 個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前にお客様の同意を得ることなく第三者（外国にある第三者含む。）に提供いたしません。当社は、お客様へ旅行商品・留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、お客様からご提供いただいた、お客様の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、勤務先又は身分証明書等の個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業（ホールセラー、ビザ代理申請会社、現地手配会社、保険会社、翻訳先等の業務委託先）等に開示いたします。ただし、次のいずれかの場合を除いて、お客様からご提供いただいた個人情報を第三者に開示することはありません。次の②と③のような例外事項につきましては、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

①お客様本人が個人情報の開示に同意している場合

②法令により開示が求められた場合

③お客様本人又は公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合

④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

(4) 個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩などを防止する為、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。ご提供いただいた個人情報の内容を、お客様の同意を得ずして変更することを行わず、お客様からご提供いただいた情報の処理を外部企業に委託する場合も同様です。前項④号及び情報の解析や分析において、他の情報と照合することにより個人を特定可能な「クッキー情報」を得る必要がある場合もお客様本人の同意を得た上で使用するものとします。

(5) 個人情報の照会・開示・訂正・利用停止・削除について

当社は、お客様が自己の個人情報について、照会・開示・訂正・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報のご提供者ご本人であることを確認させていただきます。なお、ご要望に従って個人情報を変更、利用停止、削除等した場合は、当社の商品・サービスをご利用できない場合があります。

(6) お客様からの個人情報保護に関するお問い合わせ・ご要望は、次の「お問い合わせ窓口」へご連絡ください。

お客様相談室

連絡先:03 - 5312 - 4421（代）（平日のみ 10:00～ 18:00）

(7) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社のホームページ「プライバシーポリシー」にてご確認ください。

**27. 約款準拠**

本旅行取引条件書に記載のない事項は、当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部に定めるところにより、本書面は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

**28. 発効期日**

本書面の内容は、2025年1月1日以降に申し込まれる募集型企画旅行契約に適用されます。

2025.1.1 Ryugaku Journal Inc.